

令和6年度 市民税・県民税申告書の書き方

<市民税・県民税 申告の義務について>

令和6年1月1日現在、可児市内に住所を有する人は申告をする必要があります。ただし、次の①から④までの人は申告の必要はありません。

- ① 確定申告書を提出する人(確定申告書の写しが市へ回送されるため)
- ② 給与支払報告書が市に提出されている人で、当該給与以外の所得がない人
- ③ 公的年金支払報告書が市に提出されている人で、当該公的年金以外の所得がない人
- ④ 合計所得金額が38万円以下の人(扶養親族数により金額は変わります)

※④のうち、国民健康保険等で軽減を受ける人、所得証明書等が必要な人は申告する必要があります。

<提出先・問合せ先>

可児市役所 総務部 税務課 市民税係
〒509-0292
岐阜県可児市広見一丁目1番地
TEL:0574-62-1111(代表)

※本用紙は、記載例や一般的な申告をする際の注意事項等を掲載しています。申告書の作成にあたり、不明な点がある場合は、上記担当までお問い合わせください。

※所得税の確定申告に関することは、管轄の税務署へお問い合わせください。
多治見税務署 TEL:0572-22-0101

<住所・氏名 等について>

記載内容確認のためご連絡させていただく場合があります。必ず電話番号も記入してください。

<各種控除について>

控除を受けるには、控除証明書等の証明書類の添付が必要です。裏面の控除一覧をご確認いただき、必要な項目を記入してください。扶養親族全員の個人番号の記入が必要です。

<個人番号について>

番号法制度の施行に伴い、個人番号の記入が必須となりました。提出時に、下記①②のいずれかの提示(郵送の場合は写しを添付)が必要です。

- ① マイナンバーカード(両面とも)
- ② マイナンバーを確認できる書類(※1)と身分証明書(※2)
※1 マイナンバー通知カード、マイナンバー記載の住民票等

<収入が無い場合>

令和5年中は無職で収入が無い場合、次の項目を全て記入してください。

- [表面] 無職無収入の場合のチェック欄
- [裏面] 12.前年中に収入のなかった方などの記入欄

<給与・年金の収入について>

源泉徴収票の支払金額を記入してください。
※源泉徴収票の添付が必須

<医療費控除について>

該当箇所を記入し、「医療費控除の明細書」を添付して提出してください。
※医療費控除の特例(セルフメディケーション)を選択する場合、「4.所得から差し引かれる金額」の「⑦医療費控除」の区分欄に「1」を記入してください。

※源泉徴収票の添付が必須です。医療費控除の明細書の添付も必ず行ってください。

給与所得について

給与収入金額(円)	給与所得金額(円)
～ 550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	収入-550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	(収入÷4 ※千円未満切捨て)×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(収入÷4 ※千円未満切捨て)×2.8-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(収入÷4 ※千円未満切捨て)×3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入×0.9-1,100,000円
8,500,000円～	収入-1,950,000円

年金所得について

	年金収入金額(円)	年金所得金額(円)
<65歳未満> 昭和34年 1月2日 以後に 生まれた方	～1,299,999円	収入-600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入×0.75-275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入×0.85-685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入×0.95-1,455,000円
	10,000,000円～	収入-1,955,000円
<65歳以上> 昭和34年 1月1日 以前に 生まれた方	～3,299,999円	収入-1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入×0.75-275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入×0.85-685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入×0.95-1,455,000円
	10,000,000円～	収入-1,955,000円

※上記は、公的年金以外の所得が1,000万円以下の場合です。1,000万円超～2,000万円以下は所得額が+10万円、2,000万円超は+20万円されます。

所得控除について

所得控除の種類	控除内容の説明																									
13 社会保険料控除	令和5年中に国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等を支払った場合の控除（給与所得者の場合は、給与から差し引かれた健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料）※控除証明書等の証明書類の添付が必要																									
14 小規模企業共済等掛金控除	令和5年中に小規模企業共済法の規定による共済契約に基づく掛金等を支払った場合の控除 ※控除証明書等の証明書類の添付が必要																									
15 生命保険料控除	令和5年中に支払った各種生命保険料の金額に応じて控除 ※控除証明書等の証明書類の添付が必要	<table border="1"> <tr> <td>新契約</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払った保険料の額</td> </tr> <tr> <td>①新一般生命保険料</td> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払った保険料×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>②介護医療保険料</td> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払った保険料×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>③新個人年金保険料</td> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>旧契約</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払った保険料の額</td> </tr> <tr> <td>④旧一般生命保険料</td> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払った保険料×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>⑤旧個人年金保険料</td> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払った保険料×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> </table>	新契約	12,000円以下	支払った保険料の額	①新一般生命保険料	12,001円～32,000円	支払った保険料×1/2+6,000円	②介護医療保険料	32,001円～56,000円	支払った保険料×1/4+14,000円	③新個人年金保険料	56,001円以上	28,000円	旧契約	15,000円以下	支払った保険料の額	④旧一般生命保険料	15,001円～40,000円	支払った保険料×1/2+7,500円	⑤旧個人年金保険料	40,001円～70,000円	支払った保険料×1/4+17,500円		70,001円以上	35,000円
	新契約	12,000円以下	支払った保険料の額																							
①新一般生命保険料	12,001円～32,000円	支払った保険料×1/2+6,000円																								
②介護医療保険料	32,001円～56,000円	支払った保険料×1/4+14,000円																								
③新個人年金保険料	56,001円以上	28,000円																								
旧契約	15,000円以下	支払った保険料の額																								
④旧一般生命保険料	15,001円～40,000円	支払った保険料×1/2+7,500円																								
⑤旧個人年金保険料	40,001円～70,000円	支払った保険料×1/4+17,500円																								
	70,001円以上	35,000円																								
右記の (①+④)+(②)+(③+⑤) = 控除額(最高70,000円) ※ただし、新契約と旧契約の両方の控除の適用を受ける場合は合計で最高28,000円((①+④)と(③+⑤)のとき)																										
16 地震保険料控除 (旧長期損害保険料控除)	令和5年中に居住用家屋・生活用動産を保険の目的とし、かつ、地震を原因とする損害の額を補てんする保険金等が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料を支払った場合の控除 ※控除証明書等の証明書類の添付が必要 ※控除額は、地震保険料控除と旧長期損害保険料控除を合わせて最高で25,000円(1つの保険契約が両方に該当する場合はどちらか選択)	<table border="1"> <tr> <td>地震保険料控除</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払った保険料×1/2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>旧長期損害保険料控除</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払った保険料の額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払った保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </table>	地震保険料控除	50,000円以下	支払った保険料×1/2		50,001円以上	25,000円	旧長期損害保険料控除	5,000円以下	支払った保険料の額		5,001円～15,000円	支払った保険料×1/2+2,500円		15,001円以上	10,000円									
	地震保険料控除	50,000円以下	支払った保険料×1/2																							
	50,001円以上	25,000円																								
旧長期損害保険料控除	5,000円以下	支払った保険料の額																								
	5,001円～15,000円	支払った保険料×1/2+2,500円																								
	15,001円以上	10,000円																								
17 寡婦控除	寡婦	次のいずれかに該当する人 ①夫と離婚した後、再婚しておらず、合計所得金額が500万円以下かつ総所得金額等が48万円以下の生計を一にする扶養親族を有する人 ②夫と死別し、再婚していない又は夫が生死不明等で、合計所得金額500万円以下の人																								
18 ひとり親控除	ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず、合計所得金額500万円以下、かつ、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する単身者																								
19 勤労学生控除	自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ令和5年中の合計所得金額が75万円以下で、合計所得金額のうち、給与所得等以外の所得が10万円以下の学生である場合の控除 ※在学証明書の添付又は学生証の提示が必要																									
20 障害者控除	自己又は同一生計配偶者や扶養親族に障がいがある場合が対象 ※該当する手帳、障害者控除対象者認定書等の提示が必要(ただし市の申告相談会場で障害者控除対象者認定書は不要)	<table border="1"> <tr> <td>普通障害者</td> <td>身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級・3級、要介護認定1～3(65歳以上)</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>身体障害者手帳1級～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護認定4または5(65歳以上)</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>特別障害者である扶養親族が同居している場合</td> <td>530,000円</td> </tr> </table>	普通障害者	身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級・3級、要介護認定1～3(65歳以上)	260,000円	特別障害者	身体障害者手帳1級～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護認定4または5(65歳以上)	300,000円	同居特別障害者	特別障害者である扶養親族が同居している場合	530,000円															
	普通障害者	身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級・3級、要介護認定1～3(65歳以上)	260,000円																							
	特別障害者	身体障害者手帳1級～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護認定4または5(65歳以上)	300,000円																							
同居特別障害者	特別障害者である扶養親族が同居している場合	530,000円																								
配偶者の合計所得	配偶者控除																									
本人(納税義務者)の合計所得	配偶者特別控除																									
900万円以下	48万円以下 ※70歳以上	48万円以下 ※70歳未満	48万円超～100万円以下	100万円超～105万円以下	105万円超～110万円以下	110万円超～115万円以下	115万円超～120万円以下	120万円超～125万円以下	125万円超～130万円以下	130万円超～133万円以下																
900万円超～950万円以下	380,000円	330,000円	330,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円																
950万円超～1,000万円以下	260,000円	220,000円	220,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円																
	130,000円	110,000円	110,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円																
23 扶養控除	令和5年12月31日(年の途中に死亡した場合は死亡日)現在、生計を一にする年齢16歳以上の親族で合計所得48万円以下の人が対象	一般の扶養親族	扶養親族のうち16歳以上19歳未満(平成17年1月2日以降 平成20年1月1日以前 生まれの人)又は23歳以上70歳未満(昭和29年1月2日以降 平成13年1月1日以前 生まれの人)		330,000円																					
		特定扶養親族	扶養親族のうち19歳以上23歳未満(平成13年1月2日以降 平成17年1月1日以前 生まれの人)		450,000円																					
		老人扶養親族	扶養親族のうち70歳以上(昭和29年1月1日以前 生まれの人)		380,000円																					
		同居老親等扶養親族	老人扶養親族のうち、自己又は自己の配偶者の直系尊属で同居を常況		450,000円																					
24 基礎控除	納税者本人の合計所得金額に応じて右記の金額を控除	納税者の合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超～2,450万円以下	2,450万円超～2,500万円以下	2,500万円超																				
	控除金額	430,000円	290,000円	150,000円	0円																					
26 雑損控除	自分や生計を一にする配偶者、その他の親族が令和5年中に災害・盗難・横領により住宅や家財等に損害を受けた場合、次のいずれか多い方の金額を控除 ①(損失金額-保険金等で補填される金額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出の金額-50,000円																									
医療費控除	自分や生計を一にする配偶者、その他の親族のために令和5年中に医療費を支払った場合、下記金額を控除(支払った医療費-保険金などで補填される金額)-(総所得金額等×5%、又は100,000円の少ない額) ※医療費控除の明細書の提出が必要																									
27 医療費控除の特例	健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、自分や生計を一にする配偶者、その他の親族のために令和5年中に支払ったスイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品)の購入費が年間12,000円を超える場合の控除(上限88,000円) ※ただし従来医療費控除との併用や、後に制度の変更はできません ※セルフメディケーション税制の明細書の提出が必要																									